

平成 29 年 4 月 27 日
総務省中国四国管区行政評価局

「道の駅の機能向上に関する調査-地方創生の推進-」 改善措置状況の公表

総務省中国四国管区行政評価局は、鳥取行政評価事務所及び島根行政評価事務所と合同で、中国地方の「道の駅」30 駅を抽出し、地方創生に資する取組の実態を把握するとともに、利用者の利便・安全を確保する観点から、道の駅の管理・運営状況を調査し、その結果に基づき、平成 29 年 1 月 31 日、国土交通省中国地方整備局に対し、改善措置を講ずるように通知しました。

この度、中国地方整備局から、当局からの通知に対する改善措置(予定を含む。)についての回答がありましたので、その内容を公表します。

なお、調査結果の概要(報道資料)及び結果報告書については、中国四国管区行政評価局のホームページに掲載しています。

道の駅とは

- 道路利用者の快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供するため、平成 5 年に制度発足
- 施設設置者(市町村等)は、国土交通省道路局長に登録申請書を提出することにより、道の駅として登録
- 道の駅の登録を受けるには、十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えることなどの要件あり
- 整備方式：駐車場、トイレ等を道路管理者が整備し、その他の施設(地域振興施設等)を設置者(市町村等)が整備する一体型と全ての施設を設置者が整備する単独型があり

<本件照会先>

中国四国管区行政評価局

第二部第 2 評価監視官 内田

(電話) 082-228-6359

通知事項 1 情報提供等の機能の向上

調査結果

- 直轄国道沿いに整備された道の駅に対し、道路管理者（国）から通行規制情報が提供されていないため、道の駅利用者に通行規制に関する情報が提供されていない（1 駅）
- 国土交通省が整備した道路情報案内パネルで、高速道路開通前の道路情報を基に、目的地までの所要時間や経路の情報を提供しているなど、古い道路情報を提供している（4 駅）
- 緊急医療情報の提供の必要性について認識が不足しており、119 番通報以外に急病人、けが人発生時の取扱いを定めておらず、緊急医療情報が提供できる態勢が整えられていない（4 駅） 等

改善通知事項

- ① 直轄国道沿いにある道の駅に対し、道路の通行に関する情報等、道の駅利用者にとって有用な情報を提供するよう一層努めること
古い道路情報に基づき案内している中国地方整備局の施設は、最新の情報を反映したものに改善すること
- ② 道の駅設置者に対し、最新の情報を反映した道路情報を提供するよう助言すること
- ③ 119 番通報以外に緊急医療情報を提供する態勢を整えていない道の駅設置者に対し、必要に応じて緊急医療情報の提供について助言すること 等

改善措置状況

①について

平成 29 年 2 月 3 日、中国地方整備局管内の関係事務所に対し、道路部長通知及び事務連絡を发出し、開通前の古い道路情報等で案内していないか点検を行うとともに、指摘のあった 3 駅について、道の駅利用者が誤解を招かないよう最新の情報を提供するなどの改善措置を講じた。

あわせて、道の駅利用者にとってより有用な情報提供となるよう、単独型道の駅の情報提供の方法等について調整している。

②及び③について

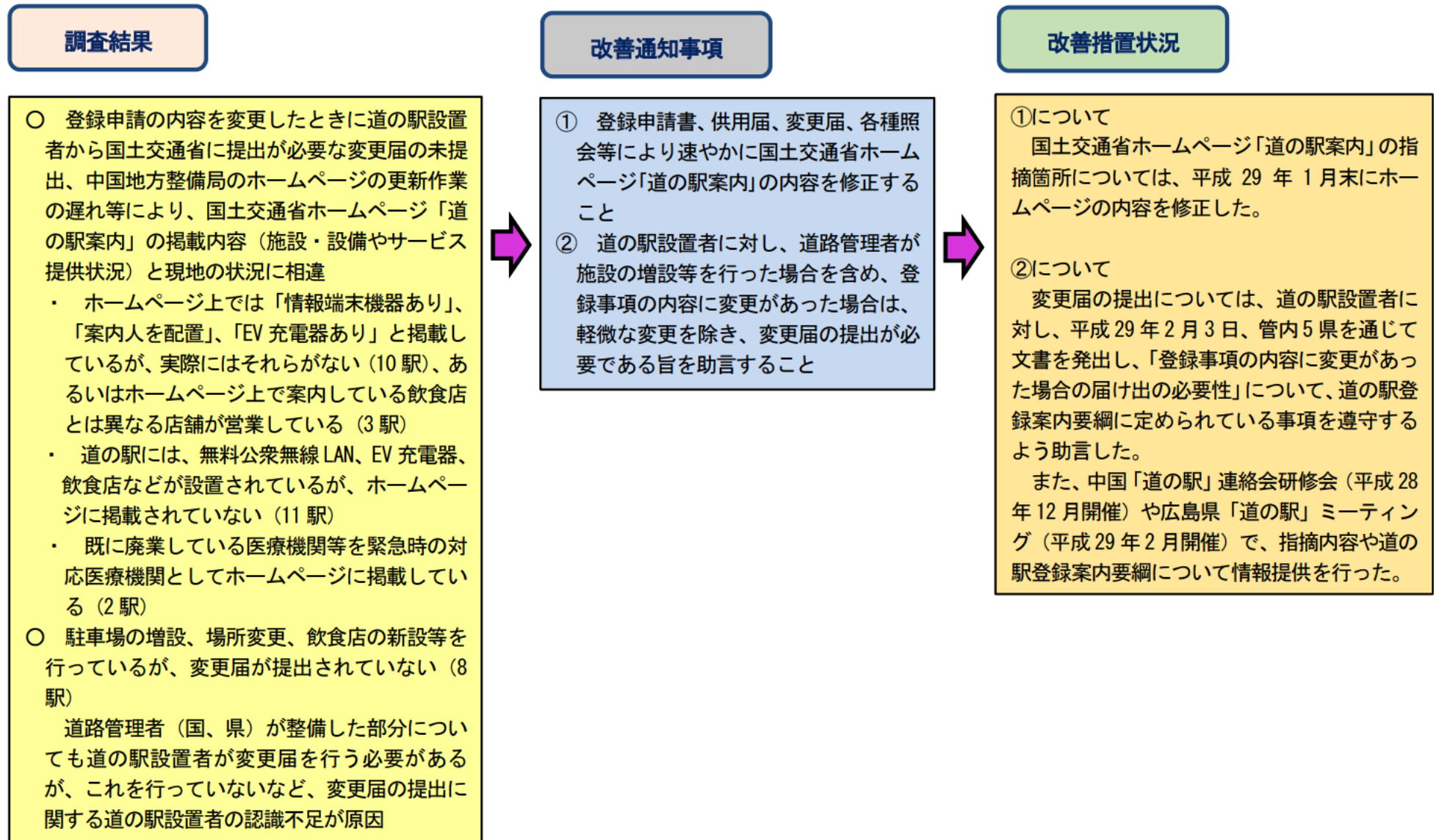
道の駅設置者に対しては、道の駅利用者の利便性向上に向けて、平成 29 年 2 月 3 日、管内 5 県を通じて文書を发出し、「最新の道路情報の提供」、「掲示物の維持管理」、「緊急医療情報の提供」など、道の駅登録案内要綱に定められている要件等を遵守するよう助言した。

また、中国「道の駅」連絡会研修会（平成 28 年 12 月開催）や広島県「道の駅」ミーティング（平成 29 年 2 月開催）で、指摘内容や道の駅登録案内要綱について情報提供を行った。



最新の情報を反映した地図に修正

通知事項 2 国土交通省ホームページによる道の駅の広報の適切な実施等



調査結果

- 登録申請の内容を変更したときに道の駅設置者から国土交通省に提出が必要な変更届の未提出、中国地方整備局のホームページの更新作業の遅れ等により、国土交通省ホームページ「道の駅案内」の掲載内容（施設・設備やサービス提供状況）と現地の状況に相違
 - ・ ホームページ上では「情報端末機器あり」、「案内人を配置」、「EV 充電器あり」と掲載しているが、実際にはそれらが無い（10 駅）、あるいはホームページ上で案内している飲食店とは異なる店舗が営業している（3 駅）
 - ・ 道の駅には、無料公衆無線 LAN、EV 充電器、飲食店などが設置されているが、ホームページに掲載されていない（11 駅）
 - ・ 既に廃業している医療機関等を緊急時の対応医療機関としてホームページに掲載している（2 駅）
- 駐車場の増設、場所変更、飲食店の新設等を行っているが、変更届が提出されていない（8 駅）

道路管理者（国、県）が整備した部分についても道の駅設置者が変更届を行う必要があるが、これを行っていないなど、変更届の提出に関する道の駅設置者の認識不足が原因

改善通知事項

- ① 登録申請書、供用届、変更届、各種照会等により速やかに国土交通省ホームページ「道の駅案内」の内容を修正すること
- ② 道の駅設置者に対し、道路管理者が施設の増設等を行った場合を含め、登録事項の内容に変更があった場合は、軽微な変更を除き、変更届の提出が必要である旨を助言すること

改善措置状況

- ①について
国土交通省ホームページ「道の駅案内」の指摘箇所については、平成 29 年 1 月末にホームページの内容を修正した。
- ②について
変更届の提出については、道の駅設置者に対し、平成 29 年 2 月 3 日、管内 5 県を通じて文書を発出し、「登録事項の内容に変更があった場合の届け出の必要性」について、道の駅登録案内要綱に定められている事項を遵守するよう助言した。
また、中国「道の駅」連絡会研修会（平成 28 年 12 月開催）や広島県「道の駅」ミーティング（平成 29 年 2 月開催）で、指摘内容や道の駅登録案内要綱について情報提供を行った。

通知事項 3 バリアフリー化の推進

調査結果

【駐車場】

- ・ 標識が設置されていない又は設置されていても経路案内が不十分なため、障害者用駐車場の位置が分かりづらい (11 駅)
- ・ 障害者用駐車場及びこれに接続する通路に屋根が設置されていない (7 駅)
- ・ 障害者用駐車場から障害者用便所までの間に車路を横断する必要がある、利用者の安全確保措置が十分でない (3 駅)

【便所】

- ・ オストメイト用設備が設置されていない (4 駅)
- ・ オストメイト用設備が設置されているが、便所入口にオストメイトマークが表示されていない (4 駅)
- ・ 一般用便所、障害者用便所の標識が小さいことなどから便所の場所が分かりづらい (3 駅)

【駐車場と便所を結ぶ通路等の敷地内通路】

- ・ 階段に手すりが設置されていない (2 駅)
- ・ 階段の踏面端部に明度差がない (1 駅)
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックに従って進んでも便所の入口に行き着かないなど、視覚障害者の適切な誘導になっていない (1 駅)

改善通知事項

- ① 中国地方整備局が整備した施設(駐車場、便所、歩行経路)については、バリアフリー化の状況を改めて点検し、必要な改善を行うこと
- ② 道の駅設置者や中国地方整備局以外の道路管理者が整備した施設については、バリアフリー化の状況を改めて点検し、必要な改善に努めるよう、道の駅設置者及び道路管理者に助言すること 等

改善措置状況

①について

中国地方整備局が道路管理者として整備した施設について点検(平成 29 年 2 月~3 月)を実施し、一部の道の駅について必要な改善を実施した。

今後も引き続き、必要な改善を図っていく予定である。

②について

道の駅設置者に対しては、平成 29 年 2 月 3 日、管内 5 県を通じて文書を発出し、「バリアフリー化状況の点検」を行い、「必要な改善に努める」よう助言した。

また、中国「道の駅」連絡会研修会(平成 28 年 12 月開催)や広島県「道の駅」ミーティング(平成 29 年 2 月開催)で、指摘内容や道の駅登録案内要綱について情報提供を行った。



障害者用駐車場屋根部分に表示看板を設置

通知事項 4 利用者の安全確保

調査結果

- 道の駅の駐車場内における利用者の車両通行の安全確保対策が不十分な例あり
 - ・ 駐車場の入口と出口がそれぞれ別に設けられているが、入口から出る車両があり、入口から入る車両との接触事故のおそれがある（1 駅）
 - ・ 2 か所の駐車場出口のうち信号機がない出口については右折を禁止しているが、右折する車両があり、通行車両と接触事故が発生している（1 駅）
- 上記の状況が生じている要因の一つには、いずれも出口への誘導が路面表示のみで案内板（立て看板）等による誘導がなく、分かりづらいことがあるとみられる。

改善通知事項

中国地方整備局が道路管理者として駐車場等を整備した道の駅の交通安全対策に係る課題を把握し、対策が必要と判断されるものについては、関係機関（道の駅設置者、関係する道路管理者、警察等）と連携の上、必要な対策を講ずること

改善措置状況

中国地方整備局が道路管理者として整備した道の駅について点検（平成 29 年 2 月～3 月）を実施しており、指摘のあった道の駅のうち 1 駅については、道の駅設置者等関係機関と連携の上、路面表示の見直し、看板の設置等の対策を講じた。

残る 1 駅についても、対策が必要と判断される箇所については、関係機関と連携の上、必要な対策を講ずる予定である。

路面表示を方面別に明確化するとともに、看板も追加して設置



通知事項 5 訪日外国人利用者への対応

調査結果

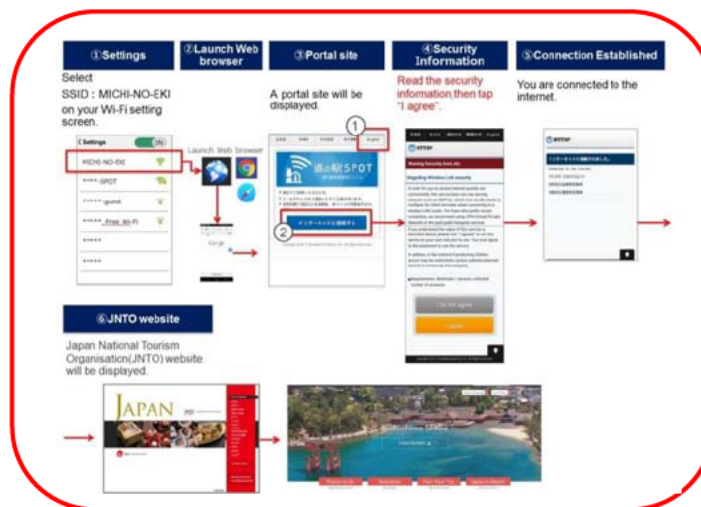
- 外国人観光案内所
 - ・ 中国地方整備局は、道の駅が外国人観光案内所の認定を受ける意思があるか否かの意向確認を平成 26 年度に実施。この結果、道の駅 2 駅が認定を取得
 - ・ 中国地方整備局は、上記の認定に関する情報提供及び意向確認を平成 27 年度以降行っていないが、調査した道の駅の中には、26 年度当時はインバウンド観光にそれほど関心はなかったが、現在は当時と状況も異なり、外国人観光客の誘致に強い関心があることから、外国人観光案内所の認定を受ける意思を示しているところあり（2 駅）
- 無料公衆無線 LAN
 - 中国地方整備局が道の駅に整備している無料公衆無線 LAN「道の駅 SPOT」の取扱説明書は日本語のみで表記され、外国語による説明なし
 - 一方、自治体が整備した無料公衆無線 LAN において、取扱説明を日本語と英語で表記している例あり

改善通知事項

- ① 道の駅における外国人観光案内所の認定の取得を促進するため、中国運輸局と調整の上、道の駅設置者に対し、外国人観光案内所の認定制度に関する情報を提供すること
- ② 無料公衆無線 LAN「道の駅 SPOT」の取扱説明書の多言語化を検討すること

改善措置状況

- ①について
- 訪日外国人旅行者の道の駅での利便性向上に向けて、各道の駅設置者に対し、平成 29 年 2 月 3 日、管内 5 県を通じて文書を発出し、外国人案内所認定の取得を促進するよう情報提供した。
- また、中国「道の駅」連絡会研修会（平成 28 年 12 月開催）や広島県「道の駅」ミーティング（平成 29 年 2 月開催）で、外国人観光案内所認定の取得制度等について情報提供を行った。
- ②について
- 道の駅 SPOT の取扱説明書の多言語表記について検討を行い、英語版の取扱説明書を作成し、関係道の駅に設置した。



英語表記の取扱説明書を作成